

診断書強要中労委不当命令に対する抗議声明

中央労働委員会第三部会は、1月24日付けで、中労委平成元年（不再）第44号事件〔初審 都労委平成29年（不）第51号事件〕について、都労委の不当労働行為救済命令を取り消し、本件救済申し立てを却下するとする命令を発した。私たちはこの不当命令を満腔の怒りをもって弾劾する。

この事件は、東京車両所分会の組合員が、すでに確定している年次有給休暇に対し、事後に診断書の提出を執拗に会社から求められていたことに端を発して、労働協約及び就業規則の解釈や適用に関して、会社が団体交渉に応じないことについて東京都労働委員会に対し、東京車両所分会、新幹線地本、中央本部が不当労働行為救済申し立てを行っていた事件（「診断書強要都労委」）で、2019年9月4日、都労委から組合側の主張を全面的に認めた不当労働行為救済命令が出された（命令日付は7月16日）ことに対して、会社が、中労委に都労委命令を不服として再審査を申し立てたものである。

この闘いの主要な争点は、会社が団交に応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否に当たるか否かであった。私たちは中労委で、管理者のでたらめを明らかにし、年休は欠勤であるという会社の解釈の誤りを徹底的に明らかにし、会社が基本協約の解釈を変更していることを団体交渉で説明する義務があることを強く主張してきた。

さらに、会社の団体交渉開催拒否理由の誤りを徹底的に明らかにしてきました。会社の対応は、あらゆる点において誠実交渉義務に違反しており不当労働行為であることは明らかであることも強く主張してきた。

しかるに中労委は、労働協約の団交事項に該当しない事項は「労使慣行」に従い、協約改訂交渉や新賃金等交渉で議論するべきもの、また幹事間折衝は実質的に機能しており、会社の対応として欠けるところはないと、協約改訂交渉や新賃金交渉、幹事間折衝の問題点を全く無視し、会社の主張のみを採用し判断している。また勤務指定表で指定された年休が欠勤か否かについての組合の主張を完全に無視し、勤務指定表で年休と確定している場合と勤務指定後の欠勤で診断書を提出させることの区別を曖昧にして問題を論じている。

さらに中労委は、中労委命令と異なる初審命令は相当でない、と結論づけているが、相当でないとする理由は全く明らかにしていない。初審命令を子細に検討した上での判断とは到底考えられない。

私たちは、この間の都労委・中労委闘争を通じて多くの成果を勝ち取ってきた。この不当でデタラメな中労委命令を許さず、この間の闘いで培った経験と教訓を闘いのただ中である「年休裁判」の裁判闘争へつなげ、会社からの不当な攻撃を通じた強権的な職場支配体制を許さず職場からの闘いをさらに展開する。

最後に診断書強要中労委闘争にあたり、応援、アドバイスして下さった組合員、OBの皆さんをはじめとする全ての皆さんに感謝申し上げ、中労委不当命令にあたっての抗議声明とする。

2022年1月31日

J R 東海労働組合中央本部

J R 東海労働新幹線地方本部

J R 東海労働東京車両所分会